

### 微小粒子状物質(PM2.5)について

PM2.5とは、大気中に浮遊する粒径2.5マイクロメートル以下の小さな粒子のことで、髪の毛の太さのおおよそ30分の1の大きさです。

PM2.5は、呼吸器の奥深くまで入りやすいことなどから、人の健康に影響を及ぼすことが懸念されており、環境基準(※)として「年平均値が15マイクログラム(1㎡当たり)以下であり、かつ日平均値が35マイクログラム(1㎡当たり)以下であること」と定められました。また、日平均値が70マイクログラム(1㎡当たり)を超えると予測された場合、外出自粛などの注意喚起をする暫定指針が環境省より示されています。

越谷市では、PM2.5自動測定機を東越谷第二公園(東越谷3-14)にある大気汚染常時監視測定局に設置し、市で測定した結果を含め、埼玉県のホームページで公表しています。また、埼玉県のホームページでは、国が提示した予測方法に基づき、注意喚起に関する情報も掲載しています。



大気汚染常時監視測定局

詳しくは市ホームページをご覧ください。  
※環境基準は行政上の目標値であり、この数値を超えても、ただちに健康に影響が生じるものではありません。  
環境政策課  
☎963-9186

### 税のお知らせ

#### ◆平成25年度分の市・県民税についてお知らせします

平成25年度の市・県民税は、6月から納付をお願いします。また、前年の所得等の記載のある平成25年度(24年分)の市・県民税課税(非課税)証明書の交付の開始は次のとおりです。  
▽普通徴収の方:6月6日(木)から  
▽給与から特別徴収(天引き)の方:5月14日(火)から  
▽公的年金から特別徴収(天引き)の方:6月14日(金)から

日(祝)、午前9時〜午後3時 場  
収納課、国民健康保険課(いずれも本庁舎1階) 収納課 ☎963-9142、国民健康保険課 ☎963-9143

書と納付書を4月16日(火)に発送します(25年度の納税通知書は、6月中旬頃発送予定です)。  
②仮徴収額決定・変更通知書をお送りします

市税未納者には差押処分をさらに強化します!  
平成24年度市税未納者に対し徴収の取り組みを強化します。これまで再三にわたり市税未納者に納税をお願いしてきましたが、このまま納付されない場合は、法律の規定に基づき財産(不動産、預貯金、給与、生命保険等)の差押処分を執行します。納めていない方は早急に納付してください。

平成25年度の国民健康保険税を6月から新たに年金からの特別徴収で納付される方へ仮徴収額決定通知書をお送りします。また、25年度の国民健康保険税を年金からの特別徴収で納付される予定だった方のうち、6月以降納付方法が口座振替または納付書での支払いに変更となる方へ仮徴収額変更通知書をお送りします。発送日は、ともに4月16日(火)です。

### 国保のお知らせ

#### ①納税通知書をお送りします

平成24年度の国民健康保険税の年税額に変更があった方や新たに課税された方に、納税通知

平成24年度に一度でも国民健康保険税を口座振替された世帯主へ口座振替結果のお知らせを4月11日(木)に発送します。指定口座の通帳をご確認ください。

#### ④口座振替結果のお知らせを発送します

平成24年度に一度でも国民健康保険税を口座振替された世帯主へ口座振替結果のお知らせを4月11日(木)に発送します。指定口座の通帳をご確認ください。

月以降は口座振替に変更となります。納付書での支払いには変更できません。  
③倒産やリストラなどで離職した方の国保税を軽減します  
国民健康保険に加入している方やこれから加入する方で、次の(1)〜(3)のすべてに該当する方の国保税を軽減します。  
〔対象者〕(1)倒産・会社都合による解雇などにより平成21年3月31日以降に離職した方 (2)雇用保険の特定受給資格者、特定理由離職者として失業給付を受ける方(雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11・12・21・22・23・31・32・33・34のいずれかの方) (3)離職日時点で65歳未満の方  
〔軽減方法〕前年給与所得を100分の30として計算します  
〔軽減対象期間〕離職日の翌日から、その日の属する年度の翌年度末まで(21年度中に離職した方は22年度分のみ軽減)  
〔申請方法〕国民健康保険被保険者証、印鑑、雇用保険受給資格者証をお持ちのうえ、国民健康保険課へ(出張所は不可)をお送りください

### 越谷市中心市街地活性化基本計画(素案)について意見を募集した結果をお知らせします

平成25年1月28日〜2月26日にご意見を募集したところ、10人から39件のご意見等をいただきました。お寄せいただいた主なご意見と市の考え方(概要)は次のとおりです。その他のご意見など詳しくは産業支援課(産業雇用支援センター3階)または市ホームページでご覧になれます。  
問産業支援課 ☎967-4680

意見(要旨)	意見に対する市の考え方(概要)
自治基本条例は、市民、行政、議会の三本矢が協力することが街の発展につながるという理念である。今回は事業の性格から行政が主導したが、様々な関係者の意見を十分聴いてもらいたい。	本計画の策定にあたり、地元住民や事業者の皆さんと、現在までに65回の説明会や意見交換会を開催し、地元事業者の方々の先進地の視察や、勉強会などさまざまな取り組みを実施してきました。このような取り組みのなか、昨年7月7日に「第1回日光街道宿場町サミット」が開催されました。今後予定している具体的な事業の実施、新たな事業の創出などには、引き続き、地元の皆さんをはじめとする市民、関係団体のご協力が必要です。
道路整備検討事業の「県道越谷山線」は対面交通、簡易歩道であり、人間が歩く環境ではない。沿道の商店街もシャッター街となっている。中心市街地の活性化には、「県道越谷山線」の整備改善が必要である。	県道越谷山線(旧日光街道)は、歩行者の安全とにぎわい創出のためにも、歩行者が安心して通行できる空間の確保が必要不可欠であることから、「中心市街地活性化基本計画」のなかで、道路整備のあり方について検討を行うとともに、道路管理者である埼玉県との協議が必要である。協議は、平成25年度の実施を予定している越谷駅東口周辺地区における自動車交通解析調査や地元の皆さんが主体となり行なわれている「まちづくり検討会」等での意向等を踏まえて進めます。
次世代に残せるように、旧日光街道沿い等に現存する古い建物や蔵等の保存と活用について、支援や対策を継続的に検討してほしい。	平成25年2月に古民家・蔵の所有者への意向調査を行い、現在取りまとめをしています。所有者の方々の意向も踏まえ、保存や活性化に向けた活用について引き続き検討します。

### 市の組織と窓口を一部変更しました

- ◆子ども家庭部子育て支援課 児童発達支援センターを新設  
〔業務〕就学前児童の発達支援等  
〔所在地〕増林5827の1  
〔電話〕☎940-5951
- ◆総務部安全衛生管理課を新設  
〔業務〕職員の労働安全衛生等  
〔場所〕本庁舎2階  
〔電話〕☎963-9137
- ◆福祉部社会福祉課社会福祉係の窓口を移設  
〔場所〕第二庁舎1階東側  
〔電話〕☎963-9320
- ◆都市整備部市街地整備課 越谷駅東口再開発担当を廃止  
問行政管理局 ☎963-931

### せんげん台駅西口にエレベーターが設置されました



改札から駅ビルへ向かい、自動ドアを入った左側に設置されています

口駅ビル内のエレベーター1基が改修され、2月28日から駅利用者の利用が可能になりました。改修では、駅改札階への出入口新設や貫通型エレベーターへの変更などを行いました。これにより、せんげん台駅の西口、東口、上下線ホームにエレベーターが設置されたこととなります。

市では、駅舎内にエレベーターなどを設置する鉄道事業者に補助金を交付し、障がい者や高齢者、小さなお子さん連れの方などが公共交通機関を利用する際の環境整備を図っています。なお、今回のエレベーター整備に対しては、国と市から補助金を交付する予定です(市の支出額は312万7300円(うち平額は県の補助金))。問障害福祉課 ☎963-916